

# 藤沢市海水浴場ルール 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第2条（略）</p> <p>（海水浴場開設期間）</p> <p>第3条 本市内における海水浴場を開設する期間は次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 <u>2026</u>年7月1日から<u>9月6日</u>までの間</p> <p>片瀬西浜・鵜沼海水浴場 <u>2026</u>年7月1日から9月<u>13日</u>までの間</p> <p>辻堂海水浴場 <u>2026</u>年7月<u>18日</u>から8月31日までの間</p> <p>（海水浴場開設時間）</p> <p>第4条 本市内における海水浴場を開設する時間は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>片瀬東浜海水浴場 午前9時から午後5時までの間、ただし、休日及び盆期間（藤沢市夏期海岸対策協議会において定める期間をいう。以下同じ。）においては、午前8時から午後5時までの間</u></p> <p><u>片瀬西浜・鵜沼海水浴場 午前9時から午後5時までの間、ただし、休日及び盆期間においては、午前8時から午後5時までの間</u></p>	<p>第1条から第2条（略）</p> <p>（海水浴場開設期間）</p> <p>第3条 本市内における海水浴場を開設する期間は次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 <u>2025</u>年7月1日から<u>8月31日</u>までの間</p> <p>片瀬西浜・鵜沼海水浴場 <u>2025</u>年7月1日から9月<u>7日</u>までの間</p> <p>辻堂海水浴場 <u>2025</u>年7月<u>12日</u>から8月31日までの間</p> <p>（海水浴場開設時間）</p> <p>第4条 本市内における海水浴場を開設する時間は、<u>平日においては午前9時から午後5時までの間、休日及び盆期間（藤沢市夏期海岸対策協議会において定める期間をいう。）においては、午前8時から午後5時までの間とする。</u></p>



者に申し出、身体障害者補助犬法第十二条の規定に基づく補助犬への表示を行い、厚生労働省が定める書類を所持するとともに、海水浴場設置者又は同設置者から委託を受けたライフセーバーの求めに応じてこれを提示しなければならない。

4 海水浴場利用者は、身体障害者補助犬法第九条ただし書の規定に基づき、海水浴場設置者又は同設置者から委託を受けたライフセーバーに、補助犬を同伴することを拒まれた場合は、その指示に従わなければならない。

第34条から第35条（略）

附 則

このルールは、令和8年5月26日から施行する。

身体障害者補助犬法第十二条の規定に基づく補助犬への表示を行い、厚生労働省が定める書類を所持するとともに、海水浴場設置者又は同設置者から委託を受けたライフセーバーの求めに応じてこれを提示しなければならない。

4 海水浴場利用者は、身体障害者補助犬法第九条ただし書の規定に基づき、海水浴場設置者又は同設置者から委託を受けたライフセーバーに、補助犬を同伴することを拒まれた場合は、その指示に従わなければならない。

第34条から第35条（略）

（新設）